

高知県漁業就業支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 県は、漁業生産量の維持及び増大並びに優秀な担い手の確保及び育成を図るため、漁業就業者の積極的な掘り起こしをはじめ、技術習得に向けた研修等の実施、就業後のフォローアップまでを一貫して支援することを目的として、一般社団法人高知県漁業就業支援センター（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（次条において「補助対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 漁業就業者確保・情報発信委託事業</u></p> <p>第3～5条 (略)</p> <p>第6条 知事は、補助事業者が<u>別表3</u>に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p><u>(1) (削除)</u></p> <p><u>(2) (削除)</u></p> <p>第7～13条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1～第5条 (略)</p> <p>第2条 県は、漁業生産量の維持及び増大並びに優秀な担い手の確保及び育成を図るため、漁業就業者の積極的な掘り起こしをはじめ、技術習得に向けた研修等の実施、就業後のフォローアップまでを一貫して支援することを目的として、一般社団法人高知県漁業就業支援センター（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（次条において「補助対象事業」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) (追加)</u></p> <p>第3～5条 (略)</p> <p>第6条 知事は、補助事業者が<u>次に掲げる</u>いずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p><u>(1) 別表第3に掲げるいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>(2) 自営漁業者支援事業、雇用型漁業支援事業、漁家子弟支援事業及び漁業経営安定化研修事業において、市町村が別に定める当該補助事業に関する補助金の交付の決定を行わなかった場合又は交付の決定を取り消した場合</u></p> <p>第7～13条 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

保・情報発信委 託事業								
合計								

2 事業内容

(1) ~ (6) 略

(7) 漁業就業者確保・情報発信委託事業

ア 事業費内訳

総事業費 (a)+(b)+(c)	補助事業 に要する経 費 (a)+(b)	負担区分		その他経 費 (c)	備考
		県補助金 (a)	その他 (b)		
円	円	円	円	円	

別紙2 (第1号、第2号及び第5号様式)

収支予算書 (変更収支予算書) (収支精算書) (一部略)

区分	内訳	本年度予算額 (本年度決算額)	備考
収入の部	(略)		
支出の部	1~6 (略)		
	<u>7 漁業就業者確保・情報発信委 託事業</u>		
	合計		

合計								
----	--	--	--	--	--	--	--	--

2 事業内容

(1) ~ (6) 略

(7) (追加)

別紙2 (第1号、第2号及び第5号様式)

収支予算書 (変更収支予算書) (収支精算書) (一部略)

区分	内訳	本年度予算額 (本年度決算額)	備考
収入の部	(略)		
支出の部	1~6 (略)		
	<u>(追加)</u>		
	合計		

